

全国森林環境税創設促進議員連盟

第26回定期総会記録

第26回定期総会記録

と き：令和元年7月18日（木）

ところ：和歌山県田辺市文里2丁目36-40

ガーデンホテルハナヨ「ハナヨアリーナ」



全国森林環境税創設促進議員連盟

全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会記録目次

1	開会のあいさつ	1
	全国森林環境税創設促進議員連盟会長	板垣 一徳 (新潟県村上市議会議員)
2	歓迎のあいさつ	3
	和歌山県田辺市長	真砂 充敏
3	来賓祝辞	5
	公明党代表代理	
	衆議院議員	稲津 久
	林野庁長官	本郷 浩二
	和歌山県知事代理	
	和歌山県西牟婁振興局長	新谷 幹雄
	和歌山県議会議長	岸本 健
4	来賓紹介・祝電披露	11
5	議長選出	15
6	議事	15
	議案第1号 平成30年度事業経過報告	
	議案第2号 平成30年度決算報告	
	議案第3号 連盟の解散について	
	議案第4号 令和元年度事業計画(案)	
	議案第5号 令和元年度予算(案)	
7	感謝状贈呈・御礼状受贈	21
8	大会宣言	24
	和歌山県すさみ町議会議長	岡本 克敏
9	記念講演	25
	演題 「森林環境税への期待」	
	和歌山県田辺市長	真砂 充敏
10	閉会のあいさつ	40
	全国森林環境税創設促進議員連盟副会長	牧田 武文 (鳥取県三朝町議会議員)



開会のあいさつ

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長 板垣一徳

(新潟県村上市議会議員)

○司会（松本早也香） 大変お待たせいたしました。ただいまから全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます田辺市議会事務局の松本と申します。ふなれでございますが、皆様のご協力をいただきながら精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の定期総会は、お手元のプログラムに従いまして進めさせていただきます。

それでは、初めに、本連盟の会長であります新潟県村上市議会議員、板垣一徳より開会のご挨拶を申し上げます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳） 皆様、本日は大変ご苦勞さまでございます。本連盟の会長を仰せつかっております新潟県村上市議会議員の板垣でございます。

まずもって、このたびの6月29日からの大雨災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。本日ご出席の本連盟加盟の市町村の中にも被災された方々もおられますが、皆様の一刻も早い復旧、復興をご祈念を申し上げます。また、山形県沖を震源とする地震により、被災した本連盟理事の山形県鶴岡市、そして事務局を置く新潟県村上市に対しまして、お寄せをいただいた数多くのお心遣いや救援等に対し、心より感謝を申し上げます。この場をおかりし、一言お礼を述べさせていただきます。まことにありがとうございました。

それでは、全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会を開催するに当たり、主催者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

会員議会の皆様には、日ごろ本連盟の運営について、格別のご協力を賜り、この場をおかりして感謝を申し上げます。

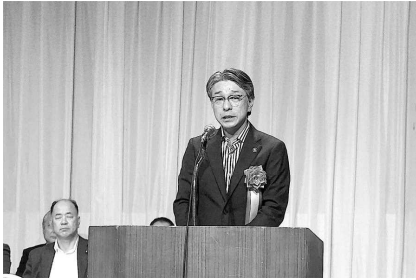
さて、本年は全国森林環境税の制度創設を目指してきた本連盟にとって、まさに記念すべき年になりました。平成6年の連盟創設以来、一貫して森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図るための税制度の創設を目指してまいったわけでありましたが、元号が変わるといふ歴史的な年になった本年、平成31年3月29日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布をされました。我々の運動が一つの税制度をつくったわけであります。これも今までのたゆまぬ運動の成果であり、会員議会の皆様のご指導、ご協力と関係各位のお力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第であります。

今年度は、これを受け、制度の円滑な実施を図るべく、関係省庁及び関係団体との連携を図り、森林、林業、山村対策を着実に推進することが必要となりますが、本日の総会是一方で我々連盟自体のあり方をご決定をいただく重要な総会ともなります。本日の総会が制度創設を会員各位と心よりお祝いする場となることと、制度の円滑な実施とすばらしい成果を上げることを祈念する総会としたいと強く願っているところであります。

さて、今回の定期総会は、和歌山県の中南部に位置し、ユネスコの世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道として登録される数々の文化財を有し、あわせてみなべ・田辺の梅システムが世界農業遺産に登録された、山と里と海に恵まれた自然豊かな県南部の中心都市であります和歌山県田辺市にご担当いただき、こちらのガーデンホテルハナヨにおいて、開催をさせていただく運びになったわけですが、本連盟の副会長としてお務めをいただいているこの田辺市議会にご担当をいただき、平成22年の第17回、そしてこのたび制度の創設されたことし、令和元年の第26回ということで、2度目となる総会の開催がかないました。ここ田辺市は、合併により森林環境税に至る我々の運動の発祥地である本宮町を抱えておられます。その地で、しかも制度の創設がかなったお祝いともなる総会が開催されるということ大変意義深いことと感じているところであります。

また、本日は公務極めてご多用の中、この総会に公明党代表代理の衆議院議員、稲津久様、林野庁長官、本郷浩二様、和歌山県知事代理の西牟婁振興局長、新谷幹雄様、和歌山県議会議長、岸本健様を初め、ご来賓各位にはご臨席を賜り、お力添えをいただくことができましたことに衷心より感謝を申し上げる次第であります。本総会では、特に開催市であります田辺市の真砂市長様より「森林環境税への期待」と題して、記念講演をいただくこととしております。市長様と森林環境税との縁起のお話から、まさに本制度の円滑な実施に向けた貴重なご講演をいただけるものと確信をしております。

最後になりますが、本日の総会に至るまで、開催を担当していただきました地元田辺市議会を初め、田辺市、和歌山県はもとより、和歌山県内の各議会並びに自治体の皆様、また地元関係者の皆様には、特段のご協力とご尽力を賜りましたことに、この場をおかりしまして、厚く厚く御礼を申し上げます。今後も全国352議会の会員の皆様には、制度実施へのトップランナーとして、力を結集して取り組みを進めていただきたく、格段のご協力をお願いを申し上げるとともに、関係各位のご理解、ご支援、ご協力をお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。本日はまことにありがとうございました。令和元年7月18日、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。大変ありがとうございました。



歓迎のあいさつ

和歌山県田辺市長 真砂 充 敏

○司会（松本早也香） 続きまして、地元開催市の田辺市長、真砂充敏様より歓迎のご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○田辺市長（真砂充敏） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました田辺市長の真砂充敏でございます。

本日第26回の森林環境税創設促進議員連盟の総会がこうして北は北海道から、そして南は九州、鹿児島まで全国各地からお見えをいただいて、盛大に開催されますこと、まず心よりお喜びを申し上げたいと思います。そしてまた、私個人的にも、大変感慨深いものがございます。先ほど板垣会長からのご挨拶からもありましたように、田辺市は合併をしましたが、その合併前の旧本宮町の中山喜弘町長が平成3年に森林交付税構想というのを発せられた、そういう地でもございます。たまたま私は隣町の町長として、平成8年から3年間中山町長とともに仕事をさせていただいた、そういう関係からも、中山町長が今ご存命ならば本当に喜んでくれたらうかと、このように思う一人でもございます。促進連盟のみならず、平成6年から議員連盟を立ち上げていただいた。そして、全国的な多くの先人の皆様のご努力のおかげで、きょうはこうしてある意味節目となる大きな議員連盟の大会が本地で開催される。本当に何と言葉にあらわしてよいかというような感慨を覚えるものでございます。そして、申しおくれましたけれども、こうした皆さん方のお越しを市民を代表して心から歓迎申し上げたいと思います。

先ほどもご紹介がありましたが、田辺市は合併をいたしまして15年目を迎えております。大変広い市域を抱えておりまして、1,026平方キロにも及ぶこの市域は、近畿地方では最も広い、和歌山県の約4分の1近くを占めているということで、しかも林野率が90%、そのうち人工林率が約70%、しかも国有林というのはすごく少なく、民有林がそのまた65%ぐらいを占めているという、そういうまちでもございますので、都市部ではありますけれども、山村地域を大きく包含した、そういうまちでもございます。熊野古道に代表される古い歴史文化、そして龍神温泉、川湯温泉、湯の峰温泉等の温泉郷、そして梅やミカンを中心とする農作物、そして大自然に恵まれた、そうした豊かなまちでもございます。ぜひ皆さん方には、きょうこの大会がもちろんメインですけれども、この機会に少しでも田辺市の魅力に触れていただいたらなというふうに思っています。

森林環境譲与税または森林環境税につきましては、後ほどつたないご挨拶をさせていただきますが、

きょうはひとつぜひ実り多い大会となりますように、そして大会が終了されたら、ここからすぐ近いところに田辺駅前に飲食店が大分集積をしております、地方都市には珍しく200店舗ぐらいの飲食店が駅前にございます。どの店に入っただいただいても外れはございません。リーズナブルで、そしておいしい海の幸なんかも提供できると思いますので、その点もぜひお楽しみをいただけたらなというふうに思っております。後ほどまたつたないお話をさせていただきますが、何とぞこの大会が有意義なものとなりますように、そしてお集まりの皆様方のさらなるご健勝、ご活躍を心から祈念を申し上げまして、歓迎のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会（松本早也香）　ありがとうございました。



来賓祝辞

公明党代表代理

衆議院議員 稲津 久

○司会（松本早也香） 続きまして、ご来賓の皆様からご祝辞を賜りたいと存じます。

なお、ご祝辞は順不同とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、公明党代表代理でいらっしゃいます衆議院議員、稲津久様よりご祝辞を賜ります。よろしくお願ひいたします。

○公明党代表代理衆議院議員（稲津 久） ただいまご紹介をいただきました衆議院議員の稲津久でございます。一言ご挨拶を述べさせていただきますと存じます。

私は、今衆議院の農林水産委員会の理事、そして公明党におきましては、農林水産部会長を務めさせていただいております。本日このように全国各地からたくさんの皆様方のご参集のもとに、全国森林環境税創設促進議員連盟の定期総会が盛大に開催されますことをまずもって心からお祝いを申し上げる次第でございます。

初めに、少しだけ自己紹介も含めてご挨拶をさせていただきたいと思いますが、私は北海道選出の衆議院議員でございますが、住んでいるまちが芦別市というところでございまして、ほとんどの方はおなじみがないと思うんですが、富良野市と、こう申し上げますと、恐らくわかっている方が大勢いらっしゃると思いますが、その富良野市の隣のまちでございます。北海道のちょうど真ん中に位置しておりますけれども、この私の住んでいるまちは、総面積が8万6,504ヘクタール、8万6,000ヘクタール余りですけども、そのうちの林野の面積が7万2,800ヘクタールでございまして、林野率が84.2%、北海道の179市町村ありますが、そのうちの32番目でございます。先ほど真砂田辺市長さんからこちらの本市が林野率が90%を超えているというお話伺いまして、私はこのきょうの82.4%という私のまちの林野率を少し誇ろうと思って来たんですけれども、そうではないということを改めて感じていまして、きょうここにご参加の皆さんのほとんどが、恐らく私の住んでいるまちと同じような林野率を誇るような地域も多くあるのではないかと、このように思っています。いずれにしても、四方八方を山に囲まれたそういう地域からきょうは来ております。

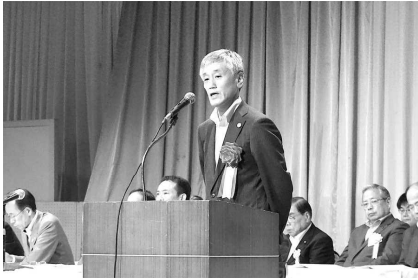
さて、ご挨拶の中身に触れさせていただきたいと思いますが、既にご案内のとおりですけども、森林、林業関係者の皆様の長年の悲願でありましたこの森林環境税及び森林環境譲与税が平成31年度税制改正において創設をされ、制度化がなされたわけでございます。これは、いろんな関係者の方々のご尽力のたまものとは思っていますが、とりわけひとえにこの森林環境税創設を目指してき

た長年にわたる本日お集まりの皆様のご尽力のたまものであると、このように心から敬意を表させていただきます次第でございます。昨年は、森林経営管理法、先般の通常国会では、この森林環境税法が成立をいたしました。従来の施策ではなかなか整備が進まない森林、これを市町村が中心となって管理する仕組みが創設ができました。そして、そのことと同時に、この新たな制度の運用にも活用できるものとして、この森林環境税がスタートをするところでございますが、この森林環境税の課税は、2024年度からということで、森林環境譲与税のこの譲与につきましては、新たな森林管理システムの構築とあわせて、ご存じのとおり本年度から実施をされております。この森林環境税につきましては、国民の皆様にも丁寧に説明をして、ご理解をいただきますとともに、しっかりとこの税を活用して、森林整備を進めていくことが何よりも国民の皆さんのご理解が一層進むものと、このように確信をいたしております。また、当然この地域の活性化にもつなげていくためには、引き続き皆様それぞれのご地元でのまたお力添えが不可欠であると、このようにも思っております、ぜひまたお願いをさせていただきたいというふうに存じています。私も我が党のこの農林水産部会長、また全国地方議員局長も務めている立場からも、皆様と一緒に制度の確実な実施と引き続き森林整備の推進を強く訴えてまいりたいと、このように思っております。

私ども公明党といたしましても、国産材の安定供給などのこの林業の成長産業化、それから林業資源の適切な管理の実現とともに、この森林環境税の創設を長年にわたって訴え続けてきたという経緯がございます。今後は、さらに再生林、ICTの活用、CLT、木質バイオマスの利用促進、そして木材の輸出など、この木材需要の創出も強く訴えてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

結びになりますが、今後一層の森林整備の推進による安心、安全な国土の創造、地域の発展、そして本日ご参集の皆様方のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。本日は大変におめでとうございます。

○司会（松本早也香） ありがとうございました。



来賓祝辞

林野庁長官 本郷 浩二

○司会（松本早也香） 続きまして、林野庁長官、本郷浩二様よりご祝辞を賜ります。よろしく願いいたします。

○林野庁長官（本郷浩二） 皆さん、こんにちは。ただいまご案内をいただきました林野庁長官、この7月8日に長官に就任したばかりのほやほやの長官でございます。今後ともお見知りおき、そしてご指導、ご鞭撻を皆様からいただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

私、この森林環境税、環境譲与税の仕事を直接に携わってもう9年になりました。平成22年に林野庁の計画課長という立場で、この税の要望を毎年毎年税制要望としてお願いをしてきたところがございます。なかなか非常に厳しい道のりでございました。特に温暖化対策税という税が、これは平成23年だったと思いますけれどもできまして、何とかその温暖化対策税、これは企業さん、炭素を出される電力会社あるいはガス、そういう化石燃料を使って産業活動をされている、そういうところから税金をいただいて、温暖化対策に使おうという税ができました。それにはいろいろな取り組みをしたわけですけれども、残念ながら森林関係の森林整備には使えないという決定をされまして、大変悔しい思いをしたところがございます。

そして、その後これもまた毎年毎年この温暖化対策税を森林整備対策に使ってもらえるように一生懸命税制要望をしたわけがございますけれども、もう3年、4年ぐらい前ですか、やはり温暖化対策税、産業界の非常に強い反対をいただきまして、森林整備には使えないと、木材の利用という部分にだけ道が開かれたということでございました。私としては、非常に傷心の日々を送っていたわけがございますけれども、捨てる神あれば拾う神ありというべきでしょうか。産業界、その炭素を出すところではないですけれども、国民の一人一人からご浄財をいただいて、森林整備に使うような税であれば、一緒にやらないかということで、総務省さんとお話をすることができました、それが3年前でございます。大変ありがたく、皆さんのこれまでのお力添え、ご努力がやっと実るときが来たのかなと、当時思いました。

それからまた3年かかったわけがございますけれども、さまざまな国会あるいは自民党、公明党とのご議論を経て、国会にこの3月30日でしたか、法案の成立ということを見たわけがございます。この間本当に皆様方には毎年ご期待に沿えず、大変じくじたる思いを我々林野庁としてはしてきたわけがございますけれども、この喜びのご報告をきょうさせていただくことができることを大変うれしく

思っております。不十分な点もあるように思います。さまざまな地方からのご意見も私も聞いております。それは、これから皆様ご地元で、この森林環境譲与税をどう使っていくかということが問われることになろうかと思えます。ぜひとも先ほど板垣会長からお話ございましたように、森林整備にきちっと使っていく、山をよくする、山の公益的機能をきちっと発揮できるように森林を守っていくということに使われる、あるいは木材を私たちの暮らしの中にきちっと使っていくことによって、そのお金を山に戻して、山の整備、投資にさらに使っていくと、そういう流れをつくっていかねばならないというふうに思っております。税が創設できたことは、大変喜ばしいことでございますけれども、今後国民の皆様はその税をこういうふうにちゃんと使っているよと、こういうふうに皆さんのために森林を守っているよということを言えるように、我々もまた現場の皆さんと一緒に頑張っていききたいというふうに思っている次第でございます。

本日は、第26回の総会本当におめでとうございませう。今後とも皆様のご努力、そしてご支援がこの税の発展につながりますように、そしてこの税は恒久的な措置でございます。時限ではございません。ぜひともその恒久的な措置をこれからも続けていけるように、ご努力、ご精進をすることをお約束をいたしまして、我々のこの森林環境税に対する思いを成就できるように頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はおめでとうございました。

○司会（松本早也香） ありがとうございます。



来賓祝辞

和歌山県知事代理

和歌山県西牟婁振興局長 新谷 幹雄

○司会（松本早也香） 続きまして、和歌山県知事代理でいらっしゃいます和歌山県西牟婁振興局長、新谷幹雄様よりご祝辞を賜ります。よろしくお願いいたします。

○和歌山県知事代理和歌山県西牟婁振興局長（新谷幹雄） 当地方の振興局長を務めています新谷と言います。本日は、ここ田辺市にお越しいただきまして、ありがとうございます。知事が他の公務でどうしても出席がかないませんので、私のほうで祝辞を述べさせていただきます。

祝辞、本日ここに全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会が盛会に開催されますことを心からお祝い申し上げます。また、全国各地からようこそ和歌山県にお越しくださいました。心から歓迎いたします。

さて、ことし3月の国会において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が可決、成立し、今年度から施行されるに至り、本連盟の皆様が長きにわたり活動してこられました森林環境税の創設が実現しました。この森林環境税は、ここ田辺市の元本宮町長、中山氏が提唱した森林交付税が原点となり、その後継続された運動が全国に広がり、実を結んだものと認識しています。本税は、森林吸収源対策の推進や災害防止等を図るため、県や市町村が実施する森林整備等に必要な財源の確保を目的として創設されており、その税収規模はおよそ600億円とされています。この600億円が私有林人工林面積、林業就業者数、人口により按分され、森林環境譲与税として県及び市町村に譲与される仕組みとなっています。また、近年全国各地で集中豪雨が頻発するなど、大規模災害の発生が懸念されており、土砂災害等の防止の観点からも森林の適切な管理が必要とされる今日、本税の創設はまさに時宜を得たものであります。当県としましては、市町村が森林環境譲与税により行う放置林、放置人工林の整備や県が独自の紀の国森づくり税により行う集落周辺の危険度が高い森林の整備などにより、市町村と県が連携し、県内の森林保全をさらに推進させることが重要と考えます。

しかしながら、これまで森林整備に直接携わることがなかった多くの市町村では、業務の執行に困難を生じることが予測されますので、当県では実務研修の実施や巡回業務相談、さらには森林の現況の情報共有などにより、市町村職員のサポートを行っていくこととしています。

結びに、全国森林環境税創設促進議員連盟の皆様方のご尽力に深く敬意を表するとともに、本日お集まりの皆様のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。令和元年7月18日、和歌山県知事、仁坂吉伸、代読でございます。本日は、どうもおめでとうございます。

○司会（松本早也香） ありがとうございます。



来賓祝辞

和歌山県議会議長 岸 本 健

○司会（松本早也香） 続きまして、和歌山県議会議長、岸本健様よりご祝辞を賜ります。よろしく
お願いいたします。

○和歌山県議会議長（岸本 健） 本日全国森林環境税創設促進議員連盟の第26回定期総会が発祥の
地であるここ田辺市において、多くの皆様ご参集のもつこのように盛大に開催されますことを地元和
歌山県議会を代表し、心からお喜び申し上げます。

ご承知のとおり、本年3月国会において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、令
和元年度から森林環境譲与税の譲与が始まることとなりました。こうした成果もひとえに皆様の真摯
で、積極的な取り組みのおかげであると、心から敬意と感謝の意を表する次第です。

さて、ここ和歌山県は紀州木の国と言われるように、県の総面積の77%が森林によって占められ、
その豊富な森林資源により、きれいな空気や水が育まれるなど、環境の保護、改善に大きく寄与して
いるところです。近年地球温暖化や熱帯雨林の減少、またこれらに起因する異常気象など、地球環境
問題への関心が高まる中、温暖化の防止はもとより、水資源の涵養、土砂災害の防止や生物多様性の
保全など、森林の持つ公益的機能に大きな期待が寄せられています。和歌山県議会では、平成17年に
森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、県民の皆様のご賛同
のもと、当時全国初となる議員提案による紀の国森づくり税条例並びに紀の国森づくり基金条例を提
案いたしました。今後とも皆様方と手を携え、森林整備の推進や林業、木材産業の活性化にしっかりと
取り組んでまいり所存でございます。

結びに、本日お集まりの皆様方のさらなるご活躍、ご健勝を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただ
きます。令和元年7月18日、和歌山県議会議長、岸本健。本日はまことにおめでとうございませ
ます。

○司会（松本早也香） ありがとうございます。

来賓紹介

○司会（松本早也香） 本来ですと、ご臨席賜りましたご来賓の皆様からご挨拶をいただくのが本意ではございますが、時間の都合上、ご紹介をもってかえさせていただきます。

順不同ではございますが、ご紹介申し上げます。

衆議院議員、稲津久様でございます。

（衆議院議員稲津 久 起立）

○司会（松本早也香） 林野庁長官、本郷浩二様でございます。

（林野庁長官本郷浩二 起立）

○司会（松本早也香） 和歌山県西牟婁振興局長、新谷幹雄様でございます。

（和歌山県西牟婁振興局長新谷幹雄 起立）

○司会（松本早也香） 和歌山県議会議長、岸本健様でございます。

（和歌山県議会議長岸本 健 起立）

○司会（松本早也香） 田辺市長、真砂充敏様でございます。

（田辺市長真砂充敏 起立）

○司会（松本早也香） 自由民主党幹事長衆議院議員、二階俊博様の代理で、秘書の福島康行様でございます。

（自由民主党幹事長衆議院議員二階俊博代理 起立）

○司会（松本早也香） 経済産業大臣参議院議員、世耕弘成様の代理で、秘書の大谷政照様でございます。

（経済産業大臣参議院議員世耕弘成代理 起立）

○司会（松本早也香） 衆議院議員、岸本周平様の代理で、秘書の山本明様でございます。

（衆議院議員岸本周平代理 起立）

○司会（松本早也香） 参議院議員鶴保庸介様の代理で、秘書の西山忠克様でございます。

（参議院議員鶴保庸介代理 起立）

○司会（松本早也香） 和歌山県議会議員、鈴木太雄様でございます。

（和歌山県議会議員鈴木太雄 起立）

○司会（松本早也香） 同じく和歌山県議会議員、鈴木徳久様でございます。

（和歌山県議会議員鈴木徳久 起立）

○司会（松本早也香） 全国森林組合連合会代表理事会長の代理で、代表理事専務の肱黒直次様でございます。

（全国森林組合連合会代表理事会長村松二郎代理 起立）

○司会（松本早也香） 和歌山県町村会会長、小谷芳正様でございます。

（和歌山県町村会会長小谷芳正 起立）

○司会（松本早也香） 以上の皆さんでございます。本日は、大変ご多用のところご臨席をいただき、まことにありがとうございます。



祝電披露（ビデオレター）

自由民主党幹事長

衆議院議員 二階 俊 博

○司会（松本早也香） 続きまして、本日の総会に際し、ビデオメッセージ並びに祝電を頂戴しておりますので、ご紹介させていただきます。

初めに、自由民主党幹事長衆議院議員、二階俊博様からのビデオメッセージを上映いたします。皆様、スクリーンをごらんくださいませ。

○自由民主党幹事長衆議院議員（二階俊博） こんにちは。自由民主党幹事長の二階俊博です。

森林環境税の創設促進議員連盟の総会が田辺市において盛会に開催されることにつき、心からお祝いを申し上げます。

紀の国和歌山に全国からお集まりいただいた皆さんに、改めて感謝を申し上げます。ことしついに皆様の念願がかない、森林環境税を創設することができました。ご参集の皆様におかれては、森林環境税の創設に向けて、平成6年から実に24年の長きにわたってご尽力をいただいたことに対し、改めて感謝申し上げます。日本は瑞穂の国です。農山村の田園風景が伝統文化のある美しいふるさとは、山からの清らかな水によって育まれています。その源泉にある森林は、古来より人の手で営々と守り育ててきたものであります。特に今我々の周りにある森林は、戦中戦後に荒廃をし、先人が営々とこれまた植え、育ててこられた森林であります。これが今まさに資源として充実してきております。

しかしながら、長年にわたる木材価格の低迷などによって、手入れが行き届かないで豪雨災害などもふえてきております。山村の過疎化、高齢化も歯どめがかかっておりません。こうした中、森林とこれを守り育てる人を育成するための財源がついに実現をすることができました。皆様におかれましては、森林環境税の創設という悲願をみんなの力で達成したわけであります。今後この税を活用していく次のステージでご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

私も我が国の森林を守り育て、未来に強くしなやかで美しい森林を引き継いでいくため、力を尽くしてまいりたいと考えております。このことを皆様にかたくお誓いを申し上げ、私からのメッセージとしたいと思います。

○司会（松本早也香） 自由民主党幹事長、二階俊博様のビデオメッセージをごらんいただきました。

祝電披露

○司会（松本早也香） 次に、祝電をご紹介します。

全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会のご盛会を心よりお喜び申し上げます。本会開催に当たり、ご尽力いただきました関係各位に敬意を表しますとともに、本日もご参会の皆様のご健康、ご多幸を祈念いたします。総務大臣衆議院議員、石田真敏様。

全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会のご盛会を心よりお喜び申し上げます。全国森林環境税創設促進議員連盟のますますのご発展と本日もご参会の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念いたします。経済産業大臣、国際博覧会担当大臣、世耕弘成様。

全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会のご盛会を心よりお喜び申し上げます。出席できずにごまことに残念です。今後ますますのご活躍をお祈りいたします。衆議院議員、中谷元様。

本来ですと、いただきました祝電の全てをご紹介しますのが本意ではございますが、時間の都合上、お名前だけのご紹介とさせていただきます。

立憲民主党代表枝野幸男様、立憲民主党副代表佐々木隆博様、衆議院議員門博文様、衆議院議員岸本周平様、参議院議員鶴保庸介様、衆議院議員後藤茂之様、衆議院議員斎藤洋明様、全国町村会会長荒木泰臣様、全国町村議会議長会会長松尾文則様、以上でございます。

なお、いただきました祝電は入り口に掲示しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でビデオメッセージ並びに祝電のご紹介を終わります。ありがとうございました。

それでは、来賓の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご出席いただき、この後ご公務を控えていらっしゃる方もおられます。ここでご来賓の皆様方がご退席されます。会場の皆様、盛大な拍手でお見送りください。

なお、この後もご参加くださいます方におかれましては、どうぞ前方のご来賓席にご着席くださいませ。



議 長

和歌山県田辺市議会議長

安 達 克 典

議 事

○司会（松本早也香） では、これより議事に入らせていただきます。

議長の選出をお願いいたしたいと存じますが、議長の選出につきましては、本連盟規約第15条の規定により会長が指名すると定められておりますので、板垣会長からご指名をお願いいたします。

○会長 それでは、規約第15条に規定されておりますので、私から議長を指名をさせていただきます。

和歌山県田辺市の安達議長さんをお願いをいたします。安達議長さん、よろしく申し上げます。

○司会（松本早也香） それでは、議長が決定いたしましたので、これより先の議事につきましては、議長のもとにご審議をいただきたいと存じます。

議長に選出されました和歌山県田辺市議会議長、安達克典様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（安達克典） ただいま議長に指名されました和歌山県田辺市議会議長の安達でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。議事進行が滞りなく進みますよう、何とぞご協力のほどをよろしくをお願いいたします。

議案第1号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業経過報告」及び議案第2号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟決算報告」

それでは、直ちに、議事に入ります。最初に、議案第1号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業経過報告」及び議案第2号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟決算報告」は、関連がございますので、一括して議題といたします。

事業経過報告及び決算報告について事務局の説明を求めます。

○総務幹事（川村敏晴） 本連盟総務幹事及び会計幹事を兼ねて仰せつかってございます新潟県村上市議会議員、川村と申し上げます。

それでは、初めに、議案第1号「平成30年度事業経過報告」を申し上げますが、総会資料の2ページから6ページに経過を記載してございますので、ごらんください。資料の2ページのIでございます。会議関係でございますが、昨年度は5月21日の正副会長会議を経まして、7月19日には第25回の定期総会、正副会長会議並びに役員会を開催し、埼玉県秩父市さんを会場に全国から326名という大変大勢の皆様のご出席をいただいたところでございます。制度創設のための関係法令の確実な成立を求める総会として、林野庁の小坂計画課長様から行政説明をいただくなど、大変意議のある大会とな

りました。皆さんには、滞りない進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

次に、資料の4ページでございますが、11月5日には正副会長会議において、今後の議員連盟のあり方について協議を始めさせていただきました。また、森林環境税等関連法案の成立に関する要望会の実施について協議を行い、翌日11月6日には衆参両院の関係国会議員に対する直接要望を実施してございます。1月17日と3月26日には、臨時正副会長会議において、今後の議員連盟のあり方について慎重に議論をいただき、方向性を決定いただきました。その後副会長には、書面により新年度事業計画（案）及び予算（案）についてご決定をいただきました。

次に、Ⅱの活動状況についてでございますが、5月22日に促進連盟の理事会及び定期総会に出席するとともに、平成31年通常国会において、関連法案を確実に成立させるため、両連盟で関係国会議員、森林環境税等関連法案に関する要望活動を行っております。その後も資料の5ページから6ページのとおり、次期定期総会の打ち合わせや数回にわたる精力的な要請活動等を実施しているところでございます。

以上、簡単でございますが、事業の報告とさせていただきます。

続いて、議案第2号「平成30年度決算報告」についてご報告を申し上げます。資料の6ページをごらんください。

まず、1の歳入の決算額でございますが、初めに会費698万円で、1団体2万円、6団体の会費免除を除きまして349市町村議会分でございます。

次に、助成金につきましては、促進連盟との合同実施に係る経費が発生しなかったために、収入がございませんでした。

繰越金は256万5,716円で、また諸収入が預金利子の29円でございます。

以上、歳入合計は954万5,745円となり、これについては平成29年度の1,221万5,275円に比べまして、266万9,530円の減となっております。

次に、2の支出でございますが、初めに、総会費こちらは第25回定期総会の開催に係る経費で224万2,328円、これにつきましては、平成29年度に比べ83万6,945円の減となっております。総会会場の関係等で減となったものでございます。会議費では、正副会長会議等の開催に係る旅費などで189万1,697円、こちらも平成29年度に比べまして53万5,169円の減となっております。陳情費ですが、要望会などの開催に係る経費で、回数が減った関係により104万9,642円となりました。組織拡大費は、正副会長、理事の活動費としまして82万5,920円となりました。人件費につきましては、事務局村上市議会の臨時職員賃金で対応しましたので、こちらからの支出はございません。旅費では、本連盟以外の団体等主催の会議等への会長、事務局の出張旅費などで2万7,585円、通信費では17万7,818円となり、平成29年度に比べ56万693円の減となっておりますが、一昨年度に行いました意見書採択の陳情依頼に係る郵送料等がなかったための減でございます。事務費では5万9,152円と、こちらも平成29年度に比べまして22万6,638円の減となりますが、同じく紙代、消耗品費等の減となりました。

また、3の一時借入金計算書に記載のとおり、昨年度は定期総会の経費の一部に充てるために32日間の一時借入金として50万円の借り入れを起こした関係で、償還金、利子及び割引の項目を設け、ここに予備費から18万7,000円の充当を行い、この一時借入金の利子分723円と旧年度分の会費免除9団体に係る経費としまして、18万6,555円を支出いたしました。

以上、歳出合計は646万697円でございます。これは、29年度の964万9,559円に比べまして318万8,862円の減となっております。したがって、歳入歳出決算額の差し引きは308万5,048円、これにつきましても、29年度の256万5,716円に比べ51万9,332円の増となり、これを令和元年へ繰り越すということになります。

以上、簡単でございますが、ご報告を申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 平成30年度の事業経過及び決算について報告がありましたが、本件については去る4月11日に会計監査が行われておりますので、監事を代表して新潟県関川村議会の近議長より監査報告をお願いいたします。

○監事(近 良平) 新潟県岩船郡関川村議会議長の近良平と申します。監事を仰せつかっております。4月11日に村上市役所で伊藤監事とともに監査を行いました。

7ページの資料を朗読させていただきます。

会計監査報告書、平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟の歳入歳出決算状況について、その書類及び諸帳簿等を監査したところ、収支とも正確であり、かつ適正であることを認めたので、報告します。

平成31年4月11日、監事近良平、監事伊藤重廣。

以上でございます。

○議長 それでは、ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号について、ご質問はございませんか。

なお、発言の際は議会名及び氏名を述べてくださいますようお願いをいたします。

(質疑なし)

○議長 ご質疑はないようでありますので、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「全国森林環境税創設促進議員連盟の解散について」

次に、議案第3号「全国森林環境税創設促進議員連盟の解散について」を議題といたします。

本件について事務局の説明を求めます。

○幹事長（大滝国吉） 連盟の幹事長を仰せつかっております新潟県村上市議会の大滝国吉でございます。

それでは、私から議案第3号「全国森林環境税創設促進議員連盟の解散について」のご提案を申し上げます。

この件については、事業経過でも報告のあったとおり、去る11月5日に開催した正副会長会議から2回の臨時正副会長会議を開催し、計3回の会議を重ねて、慎重審議をさせていただきました。この結論については、既に会員の皆様に本連盟だよりでお知らせしたとおりでございます。

1に、議員連盟の解散、森林環境税及び森林環境税譲与税に関する法律が平成31年3月27日に成立し、市町村が主体となり取り組む新たな森林整備等に必要な地方財源が確保されたことをもって、本議員連盟は解散する。

2つ目に、残余財産の処理について、本議員連盟の出納は、令和元年度事業経費を支出後に閉鎖する。支出閉鎖後会計監査を実施し、残余財産額を確定する。確定した残余財産については、全国組織の森林等整備募金に寄附する。

3つ目に、解散日ですが、本連盟の解散は、上記残余財産処分の完了をもって解散といたします。既に皆さんもご存じのとおりですが、促進連盟のほうは、既に解散を見ております。

以上のことをご提案を申し上げますので、よろしくご審議をくださるようお願いいたします。

○議長 ただいま説明のありました議案第3号について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長 ご質疑はないようでありますから、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決しました。

議案第4号「令和元年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業計画（案）」及び議案第5号「令和元年度全国森林環境税創設促進議員連盟予算（案）」

次に、議案第4号「令和元年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業計画（案）」及び議案第5号「令和元年度全国森林環境税創設促進議員連盟予算（案）」については、関連がありますので、一括して議題といたします。

事業計画（案）及び予算（案）について、事務局の説明を求めます。

○総務幹事 それでは、最初に、議案第4号「令和元年度事業計画（案）」についてでございますが、資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

基本方針は、この後の議題の宣言文とも関係がありますが、我々議員連盟が促進連盟とともに、長年にわたり悲願としてまいりました森林整備等に取り組むための市区町村の恒久的、安定的な税財源

制度の創設が実現したこと、しかし山村地域や森林をとりまく課題の解決のため、積極的な課題解決が求められることは依然変わりございません。

そこで、これらの情勢を鑑みまして、森林環境税及び森林環境譲与税の円滑な実施のため、関係省庁及び関係団体との連携を図るため、連携、要請活動等の事業を行うこととした内容にしてまいります。

具体的な事業の取り組みについてですが、事業の概要の（１）、活動に記載のとおりでございますが、特に今年度においては、②の関係地方六団体等への協力要請活動ということで、連携を強化していくということでございます。

活動は以上でございます。簡単でございますが、令和元年度の事業計画（案）についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５号「令和元年度予算（案）」の説明をさせていただきます。資料の10ページをごらんください。令和元年度予算については、事業計画に基づき本総会の実施と森林環境税及び森林環境譲与税制度の円滑な実施を図るための必要最小限度の事業を実施することとし、前年度に比べ減額した予算として、各項目に配分したところでございます。

歳入の会費でございますが、昨年度の総会から本日までの間に1町2市の脱退がございました。現在の加盟数は、年度当初に比較しまして3議会減の352議会となっており、この352議会から5,000円ずつ会費をいただく案でございます。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、必要最小限の事業を実施することとし、前年度に比べ減額した予算となっております。特に会議費の減額、組織拡大費においては、皆減としております。その中でも、陳情費においては関係国会議員を初め、制度実現にご尽力をいただいた関係要路の方々にお集まりをいただいて、私たち議員連盟からの感謝の集いの開催とさせていただき、その後要望活動を見込んだ予算としてございます。

合計予算額は、歳入歳出とも平成30年度より482万1,000円少ない484万6,000円を計上いたしました。

以上、簡単ですが、予算案の説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま説明のありました議案第４号及び議案第５号について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長 ご質疑はないようでありますから、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第４号及び議案第５号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号及び議案第５号は原案のとおり決しました。

令和元年度会費について

ここで、資料の11ページの令和元年度会費についての件を事務局から説明願います。

○総務幹事 ただいまは、事業計画（案）及び予算（案）のご決定をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、資料の11ページをごらんいただきたいと思います。令和元年度会費の額及び納入期限についてのお願いでございます。先ほどご決定いただきました1議会当たり5,000円の会費を後日納付書を送付いたしますので、8月30日までに本会の会長が指定した本連盟の口座へご入金いただきますようお願い申し上げます。例年ですと、9月の末となっておりますが、今年度につきましては、8月30日までとなっておりますので、何とぞご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明のとおりよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会（松本早也香） 皆様のご協力のもとに本総会の議事は慎重審査され、無事終了いたしました。まことにありがとうございました。

では、ここで板垣会長より皆様にお諮りいたします。

○会長 ここで、本日お集まりの会員各位にお諮りをいたします。

本議員連盟の活動に長年に渡りご尽力をいただいた役員の方々に本議員連盟の解散の前に、感謝状の贈呈をさせていただきたいと思います。これは、総会の前に行われました役員会において、さきにご了承をいただきましたが、感謝状の贈呈は現副会長であります牧田副会長さん、そして伊藤重廣前監事さん、そして現監事であります近幹事の3名の方々であります。

もう一点は、御礼状の受贈についてであります。本日は、この総会においでをいただいておりますが、全国森林組合連合会様より我々議員連盟の活動に対し、このたび御礼状をいただけるということでもあります。皆様のご了承をいただきましたら、この後直ちに感謝状の贈呈と御礼状の受贈に移らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

（異議なし）

○会長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて授賞式をさせていただきます。大変ありがとうございます。

○司会（松本早也香） それでは、皆様表彰の準備が整いますまで、しばらくお待ちください。

感謝状贈呈

○司会（松本早也香） それでは、感謝状の贈呈を行います。

本連盟の役員として長きにわたりご尽力いただきました鳥取県三朝町議会議員の牧田武文副会長、元山形県小国町議会議員の伊藤重廣前監事、新潟県関川村議会議員の近良平監事に感謝の意を表しまして、連盟を代表し、板垣会長から感謝状を贈呈させていただきます。

牧田武文様。

○会長 感謝状。鳥取県三朝町議会議員、牧田武文様。あなたは、多年にわたり全国森林環境税創設促進議員連盟の副会長として本会の発展に多大な貢献をされました。よって、その功績をたたえ、記念品を贈り、ここに深く感謝の意を表します。

令和元年7月18日 全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。

大変ありがとうございました。

（感謝状贈呈）

○司会（松本早也香） 伊藤重廣様。

○会長 感謝状。伊藤重廣様。あなたは、多年にわたり全国森林環境税創設促進議員連盟の監事として本会の発展に多大な貢献をされました。よって、この功績をたたえ、記念品を贈り、ここに深く感謝の意を表します。

令和元年7月18日 全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。

大変ありがとうございました。

（感謝状贈呈）

○司会（松本早也香） 近良平様。

○会長 感謝状。新潟県関川村議会議員、近良平様。あなたは、多年にわたり全国森林環境税創設促進議員連盟の監事として本会の発展に多大な貢献をされました。よって、この功績をたたえ、記念品を贈り、ここに深く感謝の意を表します。

令和元年7月18日 全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。

ありがとうございました。

（御礼の言葉）

○司会（松本早也香） それでは、ここで牧田武文様から一言ご挨拶を頂戴いたします。

○全国森林環境税創設促進議員連盟副会長（牧田武文） そういたしますと、受賞者を代表いたしまして、本日も出席の皆様にご挨拶と御礼を申し上げます。

私たちは、これまで森林環境税創設促進議員連盟の一員として、微力ながら長年森林整備の恒久的、安定的な税財源制度の創設に向けて取り組んでまいりました。その目的が達成され、このたび議員連盟の解散が決定されたわけですが、凶らずしも今回これまでの取り組みをこのような形で評価していただき、感謝状を賜りましたことは、この上ない喜びであります。私たち一同は、今回の栄誉を励み

として、これからもなお一層の研さんを重ね、それぞれの活動に引き続き精進してまいる所存でございます。

また、このたびの荣誉につきましては、一方ならぬ皆様のご尽力とご鞭撻のたまものと深く肝に銘じ、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げ、感謝の言葉といたします。本日はまことにありがとうございました。

○司会（松本早也香） 会場の皆様、改めて大きな拍手をお願いいたします。

それでは、皆様お席にお戻りください。

御礼状受贈

○司会（松本早也香） 続きまして、御礼状の受贈に移ります。

これまでの本連盟の活動と功績に対し、全国森林組合連合会から御礼状が贈られます。

全国森林組合連合会代表理事専務、肱黒様、板垣会長は演壇前にお進みください。

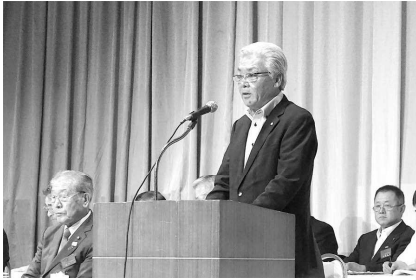
（御礼状受贈）

○全国森林組合連合会代表理事専務（肱黒直次） 御礼状。全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳殿。貴連盟は、森林の有する地球温暖化防止や国土保全などの裨益が広く国民に及ぶ重要性を永きにわたり訴え、森林環境税及び森林環境譲与税創設のための国民的理解醸成に多大なる貢献をされました。よって、そのご功績に対し、深く御礼の意を表します。

令和元年7月18日 全国森林組合連合会代表理事会長、村松二郎。

ありがとうございました。皆様もありがとうございました。

○司会（松本早也香） 肱黒様、板垣会長は、お席にお戻りください。



大会宣言

和歌山県すさみ町議会

議長 岡本克敏

○司会（松本早也香） これより大会宣言に移らせていただきます。

和歌山県すさみ町議会議長、岡本克敏様より大会宣言を行っていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○和歌山県すさみ町議会議長（岡本克敏） それでは、ただいまから宣言を朗読します。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が第198回国会において可決、平成31年3月29日に公布された。

これにより、促進連盟及び促進議員連盟が森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るべく25年以上の長きにわたって悲願としてきた「森林の整備等に取り組むための市区町村の恒久的・安定的な税財源制度の創設」が、遂に実現した。

この間、山村地域においては、人口減少や高齢化が進行するとともに、森林所有者の特定困難や境界の不明、林業従事者の高齢化・後継者の不足など、困難な課題が積み重なってきた。

こうした課題の解決に向け、森林の現場に最も身近なわれわれ市区町村議会は、今後も強い決意と覚悟を持って積極的かつ主体的に取り組んでいく所存である。

よって、市区町村とともに関係省庁及び関係団体との連携を一層強化することにより、森林環境税及び森林環境譲与税制度の円滑な実施をもって森林・林業・山村対策を着実に推進することをここに宣言する。

令和元年7月18日 全国森林環境税創設促進議員連盟「第26回定期総会」。

○司会（松本早也香） 皆様には、大きな拍手をもってご賛同いただきたいと存じます。

それでは、ただいまから休憩とさせていただきます。この後の記念講演は、午後4時40分から始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。



記念講演

「森林環境税への期待」

講師 和歌山県田辺市長

真砂 充敏 氏

○司会（松本早也香） それでは、大変お待たせをいたしました。

ただいまから記念講演に移ります。

本日「森林環境税への期待」と題しましてご講演いただきますのは、田辺市長、真砂充敏様でございます。真砂市長、どうぞよろしく願いいたします。

○田辺市長（真砂充敏） 皆さん、長時間お疲れのところですが、もう少しおつき合いをいただきたいというふうに思います。

ご案内のとおり、森林環境税への期待ということで、もちろん我々この税を創設するために努力をしてきたわけですから、いよいよ期待が膨らむわけです。ただ、私の話が皆さんの期待に沿えるかどうか、少し心もとないところがあるんですが、限られた時間ですけれども、私のほうからこの森林環境税並びに森林環境譲与税についてお話を進めさせていただきたいと思います。

その前に、この表題なんですけれども、バックになっているのがちょうど熊野古道の最終目的地になります熊野本宮大社の旧社地です。現在は少しこの山手に、明治の水害で山手に移りましたけれども、本来はこの大齋原^{おおゆのはら}という場所にもともと熊野本宮大社が鎮座していました。創建2050年ですから、古い歴史がもちろんございます。そして、その向こうに見えるのは、熊野の山々でございます。今、創建2050年と言いましたが、今年、田辺市街地のここから駅まで行く間の途中にある鬪雞神社は、源平合戦のときに源氏につくか平家につくかということで、白い鶏と赤い鶏を戦わせたというゆかりの神社でもあります。これが新熊野権現^{いまくまのごんげん}と言いまして、実は熊野本宮大社の別宮とも言われるぐらい格式の高い神社でして、これが世界遺産に追加登録をされて、本年創建1600年ということで、これもまた古い歴史文化を有しています。スライドの場所は、ちょうど伏拝王子という場所から本宮の大齋原を望んだ、そういう写真でございます。実は熊野古道というのは、ご存じのとおり京都から出発をして、淀川を下って、それからずっと紀伊半島を南進する道を紀伊路と言います。皆さんが今いらっしゃるのがここ田辺市の鬪雞神社の話でしたが、この場所です。ここからいよいよ山に分け入るわけですけれども、これ中辺路^{なかへち}というんです。先ほど伏拝王子という説明をしましたが、王子というのは、紀伊路から無数にあり、その総称を九十九王子というんですが、当時の王子というのは遥拝所であったり、あるいは休憩所であるんですが、それをずっとお参りしながら熊野本宮大社まで行きます。

この伏拝王子というところは、最後のもうあと一つここに祓殿王子というのを挟みますが、最後から2番目の王子跡に到着したところの写真なんです。300キロぐらい歩いてきていますから、感激の余りここで伏して拝んだ。だから、伏拝王子というんですけれども、そういう王子跡がこの王子跡から急傾斜地であります本宮の大斎原が見える場所なんです。

先ほどご挨拶でも申し上げましたし、何人の皆さんからもご紹介がありましたように、森林環境税、今環境税になりましたが、一番最初は森林交付税という形で、その考え方を提唱したのがこの本宮のちょうどこの場所です。この場所にある本宮町の当時の中山町長だったということでございます。もうちょっと地元の紹介をさせていただくんですが、地元の紹介だけじゃないんです。これは、なぜ森林交付税なる、そういう構想がこの地域から発せられたのかということにも結びついてきますので、地元の紹介だけではなくて、そこへもちゃんとひっつけて話しますので、お願いしたいと思うんですが、実はこのスライドは上空から見た紀伊半島の一部です。熊野と一言に言いますが、大変特徴がございまして、もともと木の国和歌山とか、紀伊の国とか言われるんですが、この山々がどういう状態かというのがこの写真からよく見えると思うんですが、熊野三千六百峰というような表現をされます。峰々がずっと続くんです。これは、今から一千数百万年前のいわゆる地形の変動によって、この日本列島ができてくる中で紀伊半島ができてくるわけなんです、いわゆる海洋型のプレートがぐっと押し上げられて、大陸性のこのプレートが押し上がった、こういう状況を言っているんです。だから、しわしわという言い方がどうかわかりませんが、峰々になっています。紀伊半島そのものがこういう状態です。そして、海に面していくまでほとんどこの状態で、例えば山があって、平地があって、海があるんじゃないんです。いきなり山が海に突き出ているというのが紀伊半島のいわゆる地形の特徴なんです。これが熊野信仰とも大きくかかわってくるわけなんです、次のスライドを見ていただくと、実は我々この田辺市を紹介するのにこういうポスターをつくっているんです。もうこれからの観光は、田辺だけをPRするものではないということで、これ紀伊半島全部をこういう形であらわして、熊野というエリアはこの辺を指します。ここには、神戸も大阪も京都もあるんですが、遠くには向こうに朝鮮半島まで描いているんですけれども、こうした大きなエリアで観光振興しようと言っているんですが、実はこの峰々がどういう役割を果たしたかと言いましたら、峰々がたくさんあっただけじゃなくて、もう一つ大きなのは、気候なんです。温暖多雨な気候によって、この紀伊半島は今もそうですけれども、太古の昔はうっそうとした森だったわけです。だから、熊野の熊というのは、もちろん動物の熊というのを書きますけれども、こごとへんの「隈」という字も使われたそうで、要するに暗いところ、うっそうと茂った森が暗いところだったと、こういうことなんです。

もう一方の表現で言いますと、当地域は牟婁とも言います。牟婁というのは、今は東牟婁、西牟婁という形で「牟」という字と「婁」という字が使われていますが、その語源は「室」、むろ、神奈備かなびの三室みむろ、要するに神が宿るところ、ちょっと口幅ったいですが、こうした紀伊半島の植生や地形から、ここはうっそうとした森であって、その森には何がいたかと言いましたら、神が宿るという考え方が

この熊野信仰の原点になるわけです。

これは、我々の山村地域や植林ということに大きく関係がありまして、実はこちらの図で言いますと、熊野三山というのがここにあるわけです。先ほども言いましたように、京都から来て、この熊野本宮大社（田辺市）にお参りする、先ほどの表紙の写真がそうなのですが、そして熊野速玉大社（新宮市）にお参りをして、そして熊野那智大社（那智勝浦町）にお参りして、もう一回こうして帰っていくのが、これが一般的な一番のメインルートと言われる熊野詣なんです。片道300キロぐらいですから、往復600キロぐらいをものすごい時間、片道に20日間ぐらいで来ていますから、1日20キロぐらい歩いて、平安の時代から連綿と続いてきたわけなんです。いずれにしましても、この今言う熊野の3つの霊場というのは、独特の宗教観を持っていて、先ほど神が宿ると言いましたが、神が宿っているところへいずれ仏がやってくるわけです。その神と仏を一緒にお祀りをしてしまう。要するに神仏習合とか、本地垂迹とか言うんですが、そうした宗教観、これはもしかしたら日本の宗教観の原点にもなっているとも言えなくもないかと思えます。年末にはクリスマスでケーキを食べたり、お正月には初詣に行って、お盆にはお墓参りに行くというような考え方ももしかしたら、こうした神仏習合という考え方かもしれません。

この熊野本宮大社は外から見ると神社の形態をしているんですが、本地仏ということで、そこには仏様がいらっしゃるということになっているんです。これ権現ごんげんというんですが、権現というのは、権限の「権」にあらわれる「現」と書くんですが、仮にあらわれるという考え方なんです。権現さんというのは、もしかしたら皆さんのところにもあるかもわかりませんが、これは仏様が神様の形をかりてあらわれるという、こういう発想なんですね。そういうことでは、阿弥陀如来が実は熊野本宮大社の中にちゃんとお祀りされているわけなんです。神様は、家都御子大神けつみこのおおかみという神なんですが、これが実は須佐之男命すさのおのみことなんです。須佐之男命というのは、皆さんもご存じのとおり、木の神様と言っても過言ではない。須佐之男命のひげから杉ができて、胸毛からヒノキができてということですから、須佐之男命は、まさに木の神でもある、木の国和歌山と言われる一つでもある。そして、もう一つは須佐之男命の子供に五十猛命いたけるのみことというのがあるんですが、この五十猛命も実は和歌山あたりでは、ちゃんとしたこの神社としてお祀りをされています。五十猛命は、皆さんご存じのとおり植林をした神様ですから、それこそ太古の昔、日本書紀の神代の時代から当地域は木を植えるということで神々を崇めてきた地域だということ、こういうことが私はこの森林環境税または森林交付税、そういう発想に至った一つの大きなきっかけにもなっているのではないかなというふうにも思っています。

地元の紹介が余り長くなると、早いこと森林環境譲与税の話をもっと、こういうふうになるかもわかりませんが、大体市長というのはお国自慢というか、自分のところのまちの自慢をしたがるもののございますので、少しそういうことで長い時間になりましたが、もう一つは、この紀伊半島というところが何で2000年も前からそういう信仰の対象になってきたのか、そして平安期には上皇や法皇が本当に足しげく通っているんです。後白河上皇なんか、33回も来ているんですよ。33回来て、満願成就

したので、もう一回お礼に行こうということで34回、これが上皇の中では一番多い参詣の回数なんです。後鳥羽上皇については28回、これは28回対34回で、後白河上皇の勝ちと思うかも知れませんが、何と1年間に来る確率というか、その回数を年数で割ったら、何と後鳥羽上皇のほうが頻繁に来ていたと、こういうようなこともあります。要するに頻繁に上皇や法皇がこの熊野を目指したんですね。それが鎌倉期から室町期になると、だんだん庶民のほうへ移って行って、戦国時代にはやっぱりなかなか熊野詣ということにはなりません、それが平穏な江戸期になると、それこそ今の観光の原点とも言われるように、例えば地域の人たちが熊野へ行くためにお金を出し合って、代表でお参りに行ってもらおうというようなことが起こったわけなんです。これは、観光の原点だというふうにも言われているんです。皆様方の地元にも、多分「熊野神社」というのがどこかにあるというふうにも思うんです。何と熊野神社、最近まで私は3,400ほど全国にあると、こういうふうに言ってきたんですが、いよいよ近年もうちょっと詳しく調べると4,000を超えると、こういうことで熊野神社のない都道府県は全国にないんです。特に関東、東北あたりには熊野神社というのはいっぱいあるんですね。そして、もうちょっとまた話をしますが、熊野というの、もちろん熊に野と書くんですが、これは「いや」とも、「ゆや」とも読むんです。湯谷ゆやというの、まさにお湯の谷とも言われるということで、実はお湯というの、単なる温泉でいい湯だなというんじゃないんです。これは、その湯というの、しょうじんけっさい精進潔斎するところで、神聖な場所なんですね。だから、この熊野本宮大社の例大祭は、まだ無垢な清い3歳児の子供さんをそのお湯で清めて、そしてこの神社にお父さんと一緒に参拝するというのが今も伝わっているんですが、そういう意味では湯谷神社とも言えなくもないんです。

例えば関東あたりの中部、伊豆とか、箱根とか、あの辺の温泉へ行くと、大体泉源へ行って、その泉源のもとにある神社というの、熊野神社が多いんです。これはまた湯谷ということからも来ているのではないかなとも思うんですが、先ほどのこのスライドを改めて見ていただくと、この京都からの距離というの、そこそこよかったんじゃないかなというふうにも思うんです。皆さん熊野信仰というの、何でそんなに「蟻」の熊野詣というほど来られたかというところには、いろんな諸説があるので、全部が全部じゃないんですが、やっぱりちょうどいい距離にあったとも言えるんです。京都から20日ないし3週間ぐらいかけて来るんですけれども、その来るときに皆さん紀伊半島は先ほど言いましたように、たくさんの峰々と言いながら、実は2,000メートル級の山はないんです。一番高いところで1,300メートルぐらいですから、熊野古道の一番標高の高いところで大体800メートルから900メートルなんです。それで温暖ですから、いつでも行けるんですね。いつでも行けるんですけれども、そう簡単には行けないのです。先ほど言いましたように、これアップダウンを繰り返しますので、大変しんどい行程になります。でも、ご利益を得るためには、一定の苦勞が必要だということも言えなくはないですが、黙々と歩くと、誰でも最終目的地まで到達できるというのも熊野古道のある意味よさで、女性でも、子供でも、年配の方でも歩くと、大変なんですけれども、最終目的地に行けるというあたりも、この京都からの距離としてほどよいところにあったのではないかなというふうに思ってい

ます。紀伊路、中辺路、大辺路、伊勢路、それからこれは大峯から来る大峯奥おのみねおくかけみち駈道、それから高野山から来る小辺路、この高野山の真言密教と奈良の吉野の山岳修験道と熊野三山があわせて紀伊山地の霊場ということなんです。

こうすることで、なかなかこんなちっちゃな半島の中に1,000年も以上前から違う宗教がお互いに影響し合いながら現存しているというのは、世界に類がありません。そういう意味では、世界平和を目指すユネスコとしては、大変世界平和の象徴にもなり得るということで、世界遺産に登録されたということも一点言えるというふうにも思います。そうした場所からこの森林交付税の考え方というのが発せられたということでございます。

この創設促進連盟、それから創設促進議員連盟も含めて、この計画については、私が事細かに申し上げることはないと思います。ただ、先ほど冒頭の挨拶で申し上げましたように、実は中山喜弘町長というのは隣町、隣町というのは今合併して田辺市になりましたが、私は中辺路町という旧で言えば現在地から行くと、田辺市があって、大塔村があって、中辺路町があって、本宮町があるんですね。そのこっち側に龍神村というのがあって、この5市町村が合併したんですが、私は実は中辺路町の出身でございまして、たまたま昭和63年に町会議員に当選するところから地方政治にかかわっていくんですが、そういう意味では、中山町長というのは隣町の町長さんだったんです。しかも、生まれが大正13年の早生まれ、こんなこと何で覚えているかと思うんですが、実は私のおやじが大正12年生まれでしたので、中山町長とは同じ年というか、同級生というか、学校は違いますが、そういうことで私はおやじのような中山町長に接すると、そんな感じをいつも受けたことを今でも覚えているんです。私が町会議員になったころには、もう僕のおやじはいてませんでしたので、そういう意味でも少しかぶるようなところがあったのかなというふうに思うんですが、その中山町長が平成2年に町議会で初めてこの「森林交付税」ということ、言葉を発するわけなんです。それはやっぱりなぜかと言いましたら、中山町長というのは皆さん実は大正13年生まれと言いましたが、それからずっと本宮町で生まれ育ち、町長にまでなるわけなんです。この人が出生したいわゆる集落は、野竹というちっちゃな集落だったんです。しかも、大正13年生まれですから、昭和のちょうど拡大造林あたりのこの林業の景気のいいときというのも十分知っておられると思いますし、それともう一つは、今、野竹という集落は、もう消えてなくなったんです。誰一人も住んでいないんです。そして、自分が生まれ育った集落がだんだん、だんだんと人が減って行って、そして先人が植えた山がこのまま朽ち果てていくのには全く心もとないという思いを強く持ったのは、ごく当然な話で、この中山さんは町会議員から助役に抜てきされて、そして町長になるわけです。

そして、この森林を何とかして整備していくための地方に委ねてもらえる自由に使える交付税、そういうものをやっぱり求めるべきだということを平成2年の11月にこの本宮町議会でそういう話をするわけです。そして、議会がそれはそうだとすることで、明けた平成3年から準備を進めて、平成4年には第1回のフォーラムをわずか36の町村が寄って、本宮町でスタートするわけです。促進議員連

盟の皆さんについては、このスライド資料に書いていないので申しわけなかったですけども、平成6年ですよ。平成6年と言えば、私は町会議員の2期目を務めているときでございまして、その設立当初から中辺路町議会は、この創設促進議員連盟に加盟をしておりましたので、私も当時の議員の末席として、この森林環境税、当時は森林交付税ですけども、そういうことを何とかしていこうと一緒にやってきたという、そういう自負は自分もありますし、そういう感慨を持っています。たまたま平成8年に私は中辺路町の町長になりました。当時38歳でしたので、なかなか町長としては、全国的にも若かったんですが、恐らく中山町長からすれば、それこそ息子が当選してきたのかなというぐらい年齢の差があったんですが、3年間隣町の中山さんと一緒にいろんな地域づくりや熊野古道の世界遺産登録化の話なんかもしながら、そして山村の話なんかもさせていただきました。そういう意味では、本当に先ほどの挨拶で僕は少しうるっと来たんですけども、中山さんが今ご存命なら本当に感激をしておられるだろうなというふうに思っています。

そうした長い経過がございました。そして、皆さん方もご存じのとおり確かに最初は、わずか36の自治体でスタートした平成4年ですけども、もう300、400、500、600と、あっという間に全国から同じ声を上げる人たちが一気に集まってきたわけですね。私がちょうど平成8年に町長になるわけですから、そういう意味ではこういうところも肌で感じています。ただ、皆さんもそうだったと思うんですが、一つ悩ましいところは、このたくさん集まる600を超える、700にも近いという自治体なんです。中身を見ると、山村自治体がやっぱり多いわけですね。何とかして都市部の皆さんにこの交付税の理解を、そして森林の果たしている役割を何とか理解してもらわなければ、この森林交付税構想というのは簡単に成就することはできないという、そういう悩みがこの辺で大きく持ち上がったのも事実です。そういう意味では、確かに運動は盛り上がっていきましてけれども、都市部のいわゆる山のない地域の人たちがそうやかと、やっぱり山に必要な整備費というのは我々も負担する必要があるなというところ、なかなかそれをつくっていくのが一つの苦労でもあったというふうにも思います。

ただ、冒頭の板垣会長のお話にもありましたように、税の名前はいろいろ変わりました。最初は、自由に使える交付税だったんですが、なかなか交付税そのものがいつごろだったですか、小泉首相あたりのときですよ、三位一体の改革ということで、交付税そのものが議論されるようなときに、なかなか森林交付税というのは難しいなと、それだったら水源税とか、それから炭素税みたいな形で森林をもうちょっと何とかしようというところへ持っていこうかというようなことで、名前を変えたりしてきた経過がございまして。その中で、最終的には森林環境税ということで、この取り組みが今日に至ってくるということでございまして。何か口幅ったいようなことで先輩の皆さんの前で偉そうなことを言いましたけれども、本当に先人の皆さんが積み上げてきた運動が今回本当に実を結んだということは、感慨無量のものがございまして、これを今後いかにうまく活用していくか、このことがやはり我々に課せられた大きな責務でもありますし、責任でもあると、このように痛感をしているところでもございまして。

今申し上げたように、この森林環境税が創設されるまでには、こういういろんな流れがございました。先ほども言いましたように、皆さんの活動はもちろんなんですが、もう一方でこうした地球温暖化というような課題も出てきました。そういう意味では、温暖化対策のための税の創設というようなことも国のほうでは考えてきましたし、それから地方自治体では、それぞれ都道府県によって自主課税権ということが拡大されたということで、名前はいろいろですけども、和歌山県でしたら紀の国森づくり税というようなことで、都道府県がそれぞれで条例化をして税をかけているというようなことも起こりました。そうした今言いましたような名称の変更や、それから国や地方のこうした議論、そして具体的な取り組み、こういうようなことも重なったということが我々の運動だけではなかった、一つのまたフォローのおかげでもあったのかなというふうに思っています。

それと、やはり今私は強く思うところもあるんですけども、持続可能な開発目標、SDGsというのは、皆さんもご存じのとおりです。4年前に国連で採択された持続可能な開発目標ということで、17の目標を何とかしてクリアしていかないと、これからの地球そのものが持続可能性を失っていくとか、持続可能というのはこれからも次の世代もずっとこの地球上で暮らし続けていくためには、いろんな課題があって、その17を克服しないと、なかなかそうはいかないというようなことが4年前に採択をされて、今各国でその取り組みが始まっているわけなんですけど、こうした流れも私はやっぱり森林環境税が創設される大きな大きな時代の流れでもあったかというふうに思います。これは、もう世界的な規模でこのことについてはこれからもそれぞれの立場で、それぞれのターゲットをきちんと目標を持って、これは2030年までが時限ですので、その辺もクリアしていけるものはクリアしていく必要があるというふうに思っています。

私のまちも、遅まきなんですけど、今年の初めから、もちろんSDGsって今言われてどうかと言われても、もしかしたら我々地方自治体がやっていることは押しなべてSDGsとイコールのようなことをやっているわけですから、何も今急にこのことが始まって、全然今までそっち向いていなかったという問題ではないと、このように思っています。ただ、我々が今、日ごろやっているいろんな取り組みがSDGsに照らしてどういう分野がどうなっているのかということは、やっぱり地方自治体の職員として頭に入れていく必要があるということで、ちょっと遅まきだったんですけど、SDGsの取り組みもこの市役所の中で若手を中心に今始めたばかりです。2030年まであと10年、11年近くありますので、何とかその辺の少しでもレベルを上げて、それがひいては環境問題だけではなくて、地域の皆さんが人としてこの地域に住み続けられるというのが、これSDGsですから、そういうようなことをきちんと位置づけていければなというふうにも思っています。SDGsの話は、もう皆さんにそんなに説明しなくてももう十分ご存じだと思うんですけど、そういう意味からも今後この環境というのが大きなテーマになってきて、その中で森林が果たす役割、これがやっぱり大きなウエートを占めてくるというふうにも思っています。

私は、かねてから森林については、いろんな意見があるんですけども、例えば田辺市では、取り

組みをもう既に始めている分野もございます。今ここに森林環境税の課題というふうに書きましたが、森林環境税の課題というよりも、もしかしたら山村の課題ということにもなると思いますので、環境税の課題というのはちょっと表題としては適切かどうかというのはあるんですが、でも皆さんやっばり世の中というのは難しいなと思うんです。別にマスコミの批判をここでするつもりは一切ありません。でも、森林環境税というのは、本当はどうよというような議論も一方ではあるんですよ。中には、本当にもう少しわかってほしいなと思うんですが、個人所有のいわゆる資産について、税を導入するというのはどういうことかというようなことを今でも言われる方がございます。

実は、何県とは言いませんが、ある県の地方紙がその県内の首長全員に森林環境税についてアンケートをしているんですね。そのアンケート、僕は全部見ていないんですが、そのアンケートを受けた町長さんから話を聞いたんです。そのうちの一つの設問に、森林環境税に不安があるかないかと、こういう質問があったというんですね。これもどうかと、皆さん不安があるかないかというようなことをそもそも聞く意図がどこにあるのか。いずれにしても、不安がありますかと聞いているわけです。それは皆さん今まで我々は言ってきましたけども、いよいよスタートする中で、不安がないということはないですよ。この不安というのがどうなのかとひっかかるんですが、僕は課題があるかと聞いてほしいですよ。課題はもちろんありますよね。だから、課題というのは常々解決するものやというふうに思っていますから、課題は幾らあってもいいんですよ。あるのが当然で、それを解決してこうという前向きな話だったらいいんですが、不安がありますかと聞かれたら、大変戸惑うんですが、どうもその県は30余りの市町村があるんですが、ないと答えた人何人あると思います。三十何人ある中で、ないと答えたのは2人だけなんです。よっぽど森林環境税を期待していて、もうこれと思っている首長さんだと思うんですが、それは僕は設問がどうかというふうにも思うんですが、何を言いたかと言いましたら、やっぱり世の中森林環境税が全て本当にいい税だと思っていないような人もなくはない。そういう不安を少し出して、ある意味いろいろ問いかけたいなというふうに思っている人もあるのかなというふうに思います。

それともう一つは、我々の中にもいろんな議論があって、これ譲与税でしょう。最初交付税という話ししましたが、自由に使えるかと言えば、ある程度目的税なんですよ。当たり前で、これは目的税であるべきなんです。もっと使い勝手を緩めてほしいというのも我々の中になきにしもあらずですよ。まだまだ具体的などころがわかりませんので、その辺をこれからどういうものに、いわゆる森林整備に係るものということなんです。これは人材育成とか、子供の教育とか、木質化とか、いろんなパターンがありますから、どれもこれも最終的には森林整備につながってはいくんですが、そうした使い方の自由度についても余り我々で何というか、ああでもない、こうでもないというやりとりは好ましくないという表現がどうかわかりませんが、そういうことをしないで、もう少し積極的に前を向く必要があるのかなというふうにも思っています。

もう一つ、これも議論の一つなんですけれども、都市部に配分が大きくなって、山村部にはもう一

つじやないかと。人口割の率が大き過ぎないかとか、実際にはいろいろあるんですね。試算の段階ですけれども、やっぱり人口が集中する都市部に一定の譲与税はおりのわけです。我々山村が本当に森林整備に資するために必要な経費というのがそこでちゃんと都市部との連携で可能になるのかどうかという、こういう議論もやっぱりこれからの森林環境譲与税がスタートしていくと議論になってくると、これはもう当然だと思えます。ただ、私は以前から水源税のときもそうです。議論がありました、川上から川下とよく言うでしょう。川下に大体都市部があって、川上のいわゆる山村部と、これについてはいろんな連携を今までもしてきましたし、今もしているところがたくさんあると思いますので、そういう地域で例えば森林環境譲与税のたくさんいただいた川下のまちがその水源となるようないわゆる山村部と連携をするということは、これはもうありだと思えますし、それは具体的に出てくると思えます。ただ、それはそれとして否定もしませんし、それはいいんですが、何を言いたいかと言いましたら、要は都市部、要するに都市に落ちた森林環境譲与税も、それから山村部に落ちた譲与税も、ある意味シンボリックにお互いやっぱりこういう使い方がいいなというようなアイデアも含めたような取り組みが一つ必要ではないかというふうにも感じています。じゃ、市長何かええ考え方あるんかと、こう聞かれると、私もまだまだ十分じゃないんですが、そういうこともこれから森林環境譲与税がいよいよ5年後に本格的な税となっていくわけですから、国民の理解を得るためにも、そういう努力も必要かなというふうにも思っています。

一方で、地域に目を向けますと、難しいテーマがたくさんございます。もう一方で、皆さん森林環境税の話ばかりですが、もう一つ大きな改正がございました。それは、森林経営管理法ですよ。これについては、それぞれの市町村が今取り組みを始めたところですけども、この辺が今後市町村の責務なのか、市町村のある意味権利なのか、市町村の役割なのか、この辺が本当に課題となってきます。そういう意味では、森林環境譲与税の課題というよりも、ある意味それとかぶってきます森林経営管理制度のこの課題というのは、やっぱり出てきますよね。冒頭少し言いましたが、田辺市の林野率は88.4%なんです。私は、丸い数字で90と言いましたけれども、1,026平方キロ、和歌山県の4分の1もあるような田辺市の林野率が88.4、それで人工林率、これが68%、約70%ですよ。だから、いかに人工林が多いかという、皆さん方のまちと比較してもらったらいいますが、わかると思えます。私は昭和32年生まれですから、ちょうど昭和40年ごろの林業がまだ元気なころを少し覚えています。それと皆さんどうでした。平成の合併の前と言え、昭和の合併ですよ。昭和の合併というのは、大体昭和30年前後、僕が生まれたころにやっているんですね。村同士が合併するんですが、そのときに村にある村有林をどうするかというので大分もめた経過がやっぱりあるわけですね。いやいや、もうそんなの合併で新しいまちへ持っていかんと、財産区や郷愛会をつくって、そこへ森林の財産を置いておこうやないかというようなことを真剣に議論した、そういう時代なんです。それは、森林の価値が高かった一番ピークのころに近いところだったんで、そういう状態だったでしょう。

実は、15年前田辺市が合併しました龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町と言え、本当に林業どころ

なんです。面積も広いし、森林も大きい、森林組合が田辺市に4つあるわけですので、今言う町村に1つずつあるんです。町有林、村有林を全部集めたら2,000ヘクタールあるんですね。これは、町有林、村有林ですから、一定の手入れをしてきたいい山が多いんですけれども、この町有林、村有林、分収山、要は地上権設定も含めたら2,600ヘクタールぐらい田辺市は市有林として所有しているんです。ということは、ある意味大規模林家とも言えなくないですよ。2,000町歩もあるわけですから、これをちゃんと経営して、きちんと切り出しながら植えて、経営していくということはやっぱり大事なことだというふうには思っているんですが、何と今回の合併のときにこの財産は、財産としてカウントしなかったんです。皆さんのところはどうだったんですか、しなかったという言い方もちょっとおかしいんですが、ほとんどその議論がなくて、それぞれの町有林、村有林は市有林になりますよと、それだけだったですね。これがもし昭和の合併だったらそうはいかないと、これはうちところのこれだけのやっぱり山は今の現金に計算したらやっぱり財政価値としてはこのぐらいあるんだという議論があつてしかるべきだったのが、そういう状態ですから、今言いますように人工林率も含めて、当地はやっぱり林業どころだというのは、これ間違いのないところ。しかし、その中身をよくよく見ると、小規模林家とここに書いていますよね。小規模林家というのは、5ヘクタール以下の林家を言うんですが、これが何と64.2%、いわゆる6割5分はちっちゃな持ち主、今の田辺市みたいに2,000町歩ぐらい持っているというのではなくて、5ヘクタール、5町歩以下の地主さんが何と65%に近いと、こういう数字なんです。

もう一つは、これも皆さん方のところのいろんな課題と一緒に思うんですが、不在村地主ですよ。要するに山の所有者ではあるんですけれども、お父さんやおじいちゃんから相続を受けたまんま都会に住んでいるという人たちがそのうちの22%。ということは、約4人に1人はそういう極端に言えばうちの山について都会からしか見ていないという、こんなこと言うと山主さんに申しわけないんで、そういうのを限定するのは悪いんですけれども、やっぱりそうなんです。それで、地籍調査がまだ山のほうまでいっていないですから、それこそ境目がわからなくなってくる。例えば区山、皆さんのところには区とかいうのはあるんですかね、そういう財産区でもあるし、区の中でそういうところが区山とか言って、区長さんは大体境目はわかって、境界はここやとわかるんですけど、その区長さんがおらんようになったら、次はもうわからんやろなということで、ここ10年、20年すると、その所在の境界すらわからなくなっていくという、それもしかもし今言うように自分の山がどこかということもわからないと言ったらちょっとこれ確定的な言い方であれなんです。そういう方が増えてくるのは間違いのないわけです。そうした中で、この森林経営のいわゆる管理について、所有権は所有者、しかし管理権や経営権は市町村が負うというようなことがどこまで本当にうまくかみ合っているかなというような問題は、これはここに森林環境税の課題と書きましたが、これは追っかけ同じような課題になってくるというのは、これはもう間違いのないところでもあるというふうに思っています。

そうした中で、今意向調査をする前のいろんな森林情報の整理をしたり、今やっているんですが、

これを自治体の一職員でできるかどうか。しかも、森というのは気の長い話になりますので、2年や3年で担当をかえて、それができるかどうか、しかも外部から人を入れてできるかどうか、小さなまちで林業課もないのに何とかするんかというようなところもあるやなしやというようなことも伺います。そういう意味では、ある意味追い風が吹いていると言いながらも、足元ではいろいろと課題が重なっているというのとも言えなくはないというふうにも思っています。

それから、この辺もそうですよね。鳥獣害は皆さん言わなくてもいいですよ。鹿、イノシシ、猿、最近ではアライグマとか、ハクビシンとか、そんなのも増えているんですけども、いずれにしても、やっぱり森林環境をきれいにしていくということについては、こうした課題とも向き合っていくことになる。今、実は田辺市は、細々とですけども、市単独の事業をやっているんです。事業って大きさですけども、わずか数百万円の予算ですから、何だそんなもんと言われるかわかりませんが、実は何をやっているかと言いましたら、山って皆さんご存じのとおり、一山あると全部杉、ヒノキに合っているかと言えば、そうでもないでしょう。植生というのがあって、杉、ヒノキが育つ場所とそうでない場所というのは、やっぱり山にはあるんですよ。それをいかんせん拡大造林で全部杉、ヒノキにしてしまったので、尾根筋あたりのやせたところは、この辺では万年小丸というんです。万年小丸というのは、「困る」と違うんです。こまるというのはちっちゃい丸ということなんです。万年、だから全然大きくならんと何年たってもこんなぐらいしかなくてない、こんな木が大きくなったらすごい年輪になるだろうなと思うんですが、要は当地域の先人たちが言った言葉に、^{てんぞらさんぶ}天空三分はそのまま置いておけという、こういう言葉があるんです。天空三分というのは、山の上の3割ぐらいはさわらないで、置いておくと、植林せんと置きなさいと、自然林にしておいたらという、こういうことわざじゃない、言い伝えみたいなものがあるんです。これはよく考えた話だなと思うんですが、それによって植生がやっぱり山一つとしてはちゃんとした役割が果たせて、そして広葉樹の葉なんか落ちてると、養分が下へいったり、それからやっぱり自然林ですから、鳥獣害じゃないですけども、その辺で実のなるものを食べてもらえると。僕はイノシシと話したこともないし、鹿と話したこともないけど、彼らと話したら、恐らく食うもんないんやと言うかもわからんと思うんですね。だから、そういうことを少しもとに戻そうということで、「よみがえりの森事業」という名前をつけて、何回も言いますが、尾根筋の3割ぐらいは、ちょっと気が長い話だけでも、もとに戻していこうという、そういうようなことを市単独で細々と今やっているんですが、もしかしたらこの森林環境譲与税なんかも、ある意味意欲と能力のある林業事業者とかなんとか言いますが、小規模林家でそれこそ経済林としてなかなかそうじゃないようなところは、ある程度力を入れながらもとに戻していくという作業、これが保湿、要するに保水、山の保水力を回復したり、鳥獣害の対策になったり、ある意味は豊かな山を取り戻していく一つの方法でもないかなというふうにも思うんです。

それで、もう一つ、熊野古道の冒頭に話したでしょう。熊野古道はなぜ険しいか、これは尾根筋を行って、そのまま谷におりて、また尾根に上がるんです。要は、迂回路をつくらずにほとんど直線

距離で熊野本宮大社を目指しているのでアップダウンがあるんですね。熊野古道沿いというのは、尾根筋が多いですね。だから、熊野古道の森を守り育む未来基金、通称「くまもり募金」という基金をつくって、熊野古道の保全について皆さん方の浄財をいただいて、そしてそれを今度は例えば民有林でもう尾根筋の全然大きく育たないところは、市でどうぞやってくれというのであれば、そういうのをいただきながら、もとのそれこそうっそうとした熊野の森に変えていくという気長い話ですけども、でもそういうことを誰かがし始めないと、それはなっていない、できていないということに思いますので、そういう鳥獣対策も含めたようなこと。それともう一つ、皆さん実は去年の台風で、倒木がありまして、台風21号だったと思うんですけども、関空連絡橋に船がぶつかった、あの風はもうこの辺ではすごい風で、大停電したんですね。その停電の原因は何だったかというと、要は道の端の電線へ覆いかぶさっている木が倒れるわけですね。断線してしまうわけです。所管は関西電力ですから、我々が木を切りに行こうか、手伝おうかと言ったら、それはまかりならん、さわることならん、これは当然電気なんで、そんなに簡単にいかないんですが、なかなか回復しないわけですね。そして、市民の皆さんからしたら、いつまでたったら電気通るんだと、3日ぐらいは我慢してくれますけど、1週間になってきたら、もう我慢ができなくなりますよね。それで、関電へ電話するんです。関電は留守電みたいなただいまかけていただきましたが、営業時間がもう終了しましたみたいなこと言うわけですよ。市民の人は、もう何言うてんの、これいつかけてもこんなやなと思って市役所へかかってきます。早よう何とかせい、市役所は電気会社じゃございませんとか言っても、怒られる。

それは、何を言っているか、要はそういう覆いかぶさった木が次の災害を起こすということが起こり得るでしょう。しかも、山村でものすごくいい景観のところに、我々山村でいい自然景観で住んでいると言いながら、上から木が覆いかぶさってきて何かと言えば杉の葉っぱ入るし、冬になったら洗濯物干しても乾かんというような、そういういわゆる里山の保全というようなのが今はできていないところが多いじゃないですか。この里山保全って簡単に言いますが、やっぱり里山がある程度人間の手が入って、動物たちにはここからは来たらあかんでという印にもなるわけなんです。これ覆いかぶさっていますから、猿はそれ通って、道の向こうまで行くわけです。なにも道におりなくても、山の木を伝って谷まで行けるわけです。だから、そういうことも今後のこういう山村で暮らす我々のやっぱりある意味での価値として、そういうことも一つ課題として置いていければなというふうにも思っています。所有権がありますから、簡単にはいきませんが、そういうふうなことの思いもございします。

これからいよいよ使い道ということになるわけですが、今も縷々申し上げてきましたように、環境という問題、そして経済、要は林業の成長産業化と言われるように、要は林業が元気になったら今までの問題というのは解決できるやないか、当然そうなんです。いやいや、それよりも環境をやっぱり森林が果たす役割をきちんと果たすようになってきたら、ほんならもう経済林にもなるやないかと、これどっちがどうというんじゃなくて、やっぱり両立させていくということになるのではないかというふ

うに思います。そして、先ほど少し触れました都市と山村についても、都市部に余計に譲与税があったというようなことを言わずに、そのいった譲与税が使い方によってはなるほどな、それは山村の森林整備にやっぱり最終的にはつながっていく、それはありがたいことだなというようなことが必要だというふうにも思っています。

ちょっと前は、都市と山村の共存というようなことを言う人がいましたが、共存じゃないんですね。これからは都市と山村が共生していく。ともに生きるというようなこと。これからはもしかしたら〇〇市に譲与税が幾らとか、こういうふうな金額が出ると思いますが、それを見てあっちが多いとか、そんなこと余り言わないで、お互いそのことが最後には、最終的には我々が目指す森林整備や山村振興、これにつながっていくようにアイデアを出すときだというふうにも思っていますので、少しこの都市、山村、環境、経済というのは、お互いに成り立ちにくい間柄のように見えますけれども、これらを両立をさせていく知恵というのが今後の森林環境税のこの活用に大きくテーマとしてはかかわってくるのではないかなというふうにも思っています。

そういうことで、今ちょっと図にしたんですけれども、都市や山村や環境や経済と、こう書いているんですけども、ここであえて言わせてもらおうんですが、もちろん林業の成長産業も山村振興も、そして森林整備ももちろん必要なんです。でも、そこへ持っていきやっぱり一つの、これのどれが上とか下とか、どれが正しいとか、どれが正しくないというんじゃないで、やっぱりベースは僕は環境というところじゃないかなというふうに考えているんです。これはまた後で懇親会の際に異論のある人はご意見をください。何を言っているかと言いましたら、このSDGsの考え方なんです。このSDGsというのは、何も環境を守ろうと言っているんじゃないんです。社会、我々が暮らすこの社会を守ろうとしているんです。そして、もう一つには経済、これはSDGsのウエディングケーキというんですけども、こういう状況になるのが持続可能なこれからの社会だという考え方なんです。こう考えると、やっぱり皆さんこの環境というところがベースにならないと、この環境が壊れることで経済活動も、社会活動もできなくなるというような、そういう可能性すらあるというふうに思います。

ここに、17のターゲット、17の目標、これちょっとちっちゃいんで申しわけないんですが、また皆さん別の何かインターネットか何かで見てほしいんですが、そのための目標が17に散りばめられているんですが、この環境のところにはわかりにくいんですが、6と13と14と15があるんです。この6というのは何といたら、安全な水と快適なトイレ、これが必要だということを言っているんです。もう一つ、この13は気候変動、要するに今のいろんな災害も含めて、温暖化と言われるこれに対応策をやっぱり具体的にする必要があるのでというのがこの13なんです。14が海の豊かさを取り戻さないといけない。今海洋プラスチックの問題もありますけども、海をもっと豊かにしないと環境は守れないと言っているわけですね。もう一つのこの15が陸の豊かさ、海だけじゃない。この陸も豊かでなかったらいけない。この4つ皆さん何とひっつきます。森林でしょう。水、そして気候変動、そして海、そうですよね、山へ落ちた水が海へ行くわけですから、そして陸、要は森林が果たしている役割がSDG

sの根幹をなしているということにも考えられるというふうに思っています。これが良好な状態になることが林業の成長産業に、そして森林のいわゆる果たす役割の充実につながっていくと言っても過言でないというふうに私は思っています。そうでしょう、この税の中で見てください。森林環境税というんです。環境税なんですから、やっぱり良好な環境を持続的にこれからも続けていくためには、森林が果たしている役割ということ都市部の人にも、我々が本当に活動の中で苦勞してきた、山村部の人みんなそれそやなと言うけれども、都市部の人にその理解をしてもらうということに対して、やっぱりこの譲与税というのがいかに効果的に使われるかというのが大事だと思います。

「全国水源の里連絡協議会」という全国組織があるんですが、このキャッチフレーズがなかなかいいキャッチフレーズで、「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」という、こういう言葉なんです。いい言葉でしょう。結構上流は下流を思っているんですけど、もうちょっと下流が上流に感謝してもらわないといけないというふうにも思うんですが、こう言うとまた都市部の人からお叱りを受けますけど、どっちがどっちというんじゃなくて、さっきから何回も言うように、お互いがそういうことをこれからも十分心がけていって、今言いましたような環境というものを本当に世界規模で守っていくとするならば、森林が十分なその役割を果たすということ、このことが大事だということは、もう論を待たないところだと思いますので、この辺は強調しておきたいなというふうにも思っています。

皆さん、ご存じでしょうか。日本という国の陸地面積はちっちゃな国ですよ、日本って。世界の陸地面積の3,940分の1しかないです。日本の国土というのは、世界の陸地の約4,000分の1しかないんです。ないんですけれども、森林面積で言えば161分の1もあるんですよ、日本の森林。日本は小さな島国ですけども、その森林の果たす面積というのは、こんなになるんですね。その中で、人工林率の話をしましたけど、人工林、世界の人工林からしたら、日本の人工林は27分の1もあるんです。すごいと思いません。4,000分の1しか土地がないのに、人工林で言うたら27分の1、世界ですよ。それで用材面積、用材というのは切って使える材ですよ。今切ってすぐ使えるというようになると、いよいよ15分の1、1割と言ったら大げさですけども、それに近いような、そういう森林を保有している国であるわけです。そして、我々がその地域で生活をしているわけです。そういうことで申し上げたら、この森林環境譲与税、環境税を一つの軸にして、いろんな課題があります。いろいろ難しいことたくさんあります。僕もここで偉そうなことを言っていますけれども、帰ったらまた職員と頭悩ませるような議論もしているんですよ。どうするかというふうに言っているんですが、しかしせっかくの機会ですので、我々の先輩が二十数年来求めてきたこの森林環境税をやっぱり世界の用材の15分の1も所有する国として、そしてその地域を担う我々が森林が果たす役割というものがいかに大切かということをもう一度この機会に再認識をして、ぜひとも力強く頑張っていきたいなというふうに思っています。この貴重な財産を生かしていくことが我々の責務であろうというふうにも思っています。

今までは、ともすれば山村に光を、山村は過疎地域で悩んでいるんやと、高齢化もしています。少

子化も大変だ、交通事情も言うことない、免許を返さないといけないけれども、車乗らんと生活ができない、何とか山村に光を当ててもらわないと困る、もちろんそうなんです、もうそろそろこういう税を機会に山村に光を当ててもらってはなくて、いよいよ我々山村から光を発していけるような、そういう取り組みに何とかつなげていけないかなというふうに思っています。偉そうなことを言いましたが、田辺市も本当に悩んでいますし、苦勞しています。お互いにまたいろいろ情報交換をして、こんなことどうするとか、こんなことこうしているというようなせつかくのネットワークですので、このネットワークを大切にして、今日のこの26回目の森林環境譲与税の促進議員連盟の大会がまた次の森林整備や山村振興につながっていけるように祈念を申し上げまして、私の拙いお話とさせていただきます。本当にご清聴ありがとうございました。

○司会（松本早也香） 真砂市長、どうもありがとうございました。

どうぞ前方のご来賓席にお着きください。



閉会のあいさつ

全国森林環境税創設促進議員連盟

副会長 牧田武文

(鳥取県三朝町議会議員)

それでは、最後になりましたが、本連盟の副会長であります鳥取県三朝町議会議員の牧田武文より閉会のご挨拶を申し上げます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟副会長(牧田武文) そういたしますと、本日総会に出席の皆様、長時間にわたり慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

さて、平成6年10月に本議員連盟が設立されてから25年以上の長きにわたり、私たちは森林整備等に取り組むための恒久的、安定的な税財源制度の創設を要望してまいりました。その地道な活動の成果として、悲願である森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の成立の実現につながったことは、これはひとえに本議員連盟、関係者の皆様のたゆまないご努力があったたまものと思っております。

本議員連盟は、四半世紀にわたったこの歴史的な役割を終えることになりましたが、先ほどの宣言のとおり、今後も森林現場にさも身近な我々市区町村議会は、森林、林業、山村環境の抜本的な強化に向けて積極的に取り組んでいく所存であります。

最後になりましたが、本議員連盟の352市町村議会の皆様、またこれまでに本議員連盟を支えてくださった新潟県村上市の板垣会長さんを初め、事務局の皆様、そして地元開催地である和歌山県田辺市の真砂充敏市長様、安達克典議長様など関係者の皆様には厚くお礼を申し上げます。全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会をこれをもって閉会いたしたいと思います。どうも長い間ご苦労さまでございました。

○司会(松本早也香) ありがとうございました。

以上をもちまして全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会の全日程を終了いたします。

長時間にわたる皆様のご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、この後の交流レセプションは午後6時から行います。お申し込みいただきました皆様には、受付でお渡しいたしました名札ケースをご着用の上、お時間までにお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、場所は当会場隣にございます本館の2階、木犀でございます。

また、ここで帰りの皆様におかれましては、午後6時に各ホテル及びJR紀伊田辺駅に向かいますシャトルバスが出発いたしますので、先着順ではございますが、ご利用ください。

会場内にはお忘れ物がございませんようお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。